

白井第三小学校区まちづくり協議会 第6回規約検討委員会 議事録

書記:大野 彰

日時 令和3年8月29日(日) 15:00～17:00

会場 富士センター休養室2

出席者 委員 8名

支援チーム 1名 市民活動支援課 3名

配布資料 ①第5回規約検討委員会議事録

②資料1 白井第三小学校区まちづくり協議会設立準備会 第6回規約検討委員会
検討資料(210829)

③資料2 白井第三小学校区まちづくり協議会規約(案)

④資料3 まちづくり協議会先進団体の状況

⑤資料4 まちづくり計画書(案)

司会 市民活動支援課 保科係長

本日島森会長は所用のためお休みです。

配布資料①～⑤についての説明。(210829)

第5回委員会の振り返り:

白井第三小学校区まちづくり協議会の規約について条項を追う形で検討を行った。

運営の原則や事務局に関する情報については富澤(案)にはなかったがそれらについての説明を行った。今回は総会、部会、代議員の部分について詰めていく。

準備された資料の中の誤字・脱字等については最終的に形が整ったときに再度見直しを行う。

事前配布された資料1の1頁目は「第6回規約検討委員会検討資料(210829)」となっているが2～8頁は「第3回規約検討委員会検討資料(210731)」となっている。タイトルは間違っているが中身は正しい。

代議員の決め方について:

前回の会議で先進団体の状況を調べるようになっていたのでまとめた結果、各地域のまちづくり協議会により「役員選出の方法や人数」はバラバラとなっており、それらは世帯数や人口とも関連性はない。具体的・個別的には資料3の内容を参照いただきたい。従って第三小学校区まちづくり協議会における代議員の選出方法を決めていただくことになるので審議をお願いしたい。

前回の会議で、このままであれば総会を富士センターで行うことになり、その場合会場は大集会室しかない。大集会室の定員は100人であるが、現在はコロナ禍で50人となっている。それを超える代議員数が決まってしまうのはどうかという意見もあった。人数に関しては検討の必要があると思われる。委任状というスタイルで全員が総会に出席する必要は無いとの考え方もある。本日は代議員数とどういう方を代議員として出すかを検討頂きたい。

齋藤委員:先進団体の中で総会出席者合計の数が出ているが、これは基本的に毎回出席の人数か?

そして代議員の任期はどうか？

保科係長：そこまで確認することはできないが委任という形がある。

代議員の任期は役員の任期と同様と考えられる。現状では役員の数が18名でそれにプラスして代議員の数となる。第三小学校区内の自治会数は10である。

まず代議員のベースを構成団体と考えるか、自治会と考えるかである。

齋藤委員：代議員の選出方法を絞ることで人数の制定がおのずと決まってくる。

保科係長：それはどういう人を代議員にするかである。先進5団体の例では人口が少ないから代議員の数が少ないとは限らない。また年齢についての記述はないが、基本的に選出方法をみると殆どが地区や構成団体から出ている。選出について、一つ目はどういうところから代議員を出すのか、二つ目はそこからどれぐらいの人数を出してもらおうかとなる。皆でやっていくということを考えた場合、まず一番に考えてもらうことはどういう人達に参加してもらい意見を出してもらいたいかである。

富澤副委員長：基本的には構成員というのは住民の人達である。その中でどこが一番掌握しているのかとなるとそれは自治会である。自治会によっては小さいところもあり大きいところもあるのでそこから一律に出すのではなく人数を考慮したうえで出すことになる。それと、現在準備会に出ている団体からも代議員として出ることになる。そうするとおのずから人数的には20人位になる。役員と代議員を合わせると50人位になる。

岩崎委員：資料3の最後のページでは構成団体から出すことになっているが、今現在、三小地区で構成団体といえるのはどれ位あるのか？

保科係長：前回の会議で出した資料では、現在、まちづくり協議会に参加している団体は自治連合と自治会を除くと15～16である。

岩崎委員：資料3では「駐在所」などがはいつているがそれはどうなるのか？

保科係長：まちづくり協議会として成立の際には構成員の要件があり、区域内に居住する人達や区域内で活動する団体や区域内に事業所のある法人は全て認められている。実際に立ち上がった時に漏れたりすることも想定として考えられる。

岩崎委員：あの団体が選ばれて何故この団体が選ばれないのかを指摘される可能性もある。

保科係長：それに関してはまちづくり協議会を設立する際に声掛けをすることもある。その後に規約を修正する必要があるかもしれないが、現在構成として考えられるのは準備会に参加している団体である。

岩崎委員：自分も自治会長となり一生懸命やったので、決め方としては自治会が出てくるとは思うが、お巡りさんや学校関係の人がいた方が良いのではないかと考えた。

保科係長：活動に関しては構成団体の方に入ってきてほしい。構成団体から代議員を出すと考えると後から追加する団体も出てくる可能性もある。

齋藤委員：任期が2年となった場合には自治会から代議員を出せばさらに1年代議員をやらなければならないことになる。

岩崎委員：任期が2年であっても自治会の役員の任期が1年であれば2年目には交代する。

保科係長：役員としての任期は1年の場合でも、代議員は自治会の役員でなくてもかまわない。また代議員は部会に参加しなければならないとか役員にならないといけないということは無い。

齋藤委員:代議員の任期は2年であるが、総会は通常では年に1回であるので他の役員に比べるとそれ程の負担はかからない。

川上リーダー:例えば自治連合会からは何人以内であるとか、団体からは何人以内といったようにしておけば先々そんなに規約を変える必要は無い。

富澤副委員長:今後のことを考えると団体については決めつけておかない方が良い。

川上リーダー:大枠としては構成団体から推薦をする。即ち自治会関係からと構成団体からとなる。現段階で構成団体がどうなるかはまだ分からないし、これから先に新たに構成団体ができてそこから代議員に入るかもしれない。そこは枠の幅を持たせて余分にみて何人以内とした方が良い。また解説的に構成団体からは概ね1名としておけばどうか。

齋藤委員:議論を早く進めるために自治会及び団体からの人数を決め、総数としては何人、あとは枠としてあと何人というふうにすればどうか。

今ある資料に基づいた原版をもとにこの自治会からは何名、この団体からは何名といった人数を拾っていけばおのずと代議員の数も決められてくる。

川上リーダー:先程も出たが各自治会の人数が大きく異なるが、その調整役がない。その人数を決められるのは自治連しかいない。

齋藤委員:自治連に対しては、よく噛み砕いて説明をする必要がある。

保科係長:構成団体からの選び方としてはどのようにすればよいか?

川上リーダー:原則として今ある構成団体からは1名とし、今後新たな団体ができ加盟した場合にはその都度規約改正を行うのかということになるので先々のことを考えるとそこを泳げるようにしておいた方が良い。解説的には各団体から原則1名、そして余分を見ておいて余分に出てきた場合である旨を説明しておけばよい。

別の案としては団体が増える度に総会で規約を改正する方法がある。

団体は基本的には部会に入る。

福岡委員:部会の枠が決めてあれば、新たに加盟してもその中に入ることになる。そうすれば総会にかけなくても部会の中で調整ができる。これはあくまでも代議員の構成の話である。

川上リーダー:第三小学校区のまちづくり協議会では自治会と構成団体を含めた総数が現時点で27であり、その内の構成団体が17である。従って構成団体の数としては25或いは30が目安となる。総会の前には事前に資料を作り配布することになるが、3桁の資料作成というのは相当の労力となる。まちづくり協議会の予算規模は決められており人口等の変動要因はあまり無いので庶務的な部分に費用を使うと本来回すべきところに回らなくなってしまう。それらを踏まえて人数を考えなければならない。

齋藤委員:代議員の人数を30人以下にした場合、総会を成立するためには少なくとも8割以上の出席が前提となる。

川上リーダー:総会は過半数の出席で成立となる。委任状及び書面出席は出席と同じ扱いとなる。

福岡委員:構成する数の上では50人位が適正ではないかと思われる。

富澤副委員長:部会から何名、自治連合会から何名と上げていくと自ずと決まってくるので難しく考える必要は無い。

保科係長:部会の数および役員の数はまだ確定していないが、代議員の定数としてはもう少し増やして

30人位となるのか。代議員の数としては自治連から何人以内、構成団体から何人以内というようにすればよい。自治連の数としては各自治会によって世帯数が異なるので自治連で調整し代議員の数を決めてもらう。

橋本委員：自治連からの数としては12、3人となる。

川上リーダー：ベースは各自治会に1人分の枠を設け、それをやりくりしてもらうことになる。

10人プラスアルファで5人の15人以内とすればどうか。枠はあるので15人までとする。

保科係長：自治連からは15人以内とする。そして各構成団体から1人とするとトータルで40人以内とする。即ち代議員は40人以内とすることになる。

齋藤委員：自治連に15人以内というのと、規約の中の40人以内とは意味合いが違う。

規約は流動的なものと考えていくのであれば余計40人以内というのはおかしい。

書き方としては40人程度とした方がよい。

川上リーダー：程度という書き方はあり得ない。程度にした場合、40を境に2～3人程度の範囲になってしまう。以内であればそれ以下ならばいくらでもよい。

富澤副委員長：構成員の部会について、6つの部会があるとすると評議員数が25人とすれば約4人が各部会より出ることになり人数として多くなる。

川上リーダー：各部会からは2人位を出すことにしておく方法もあるが、具体的に出すのであれば人数を決めておいても大丈夫である。

富澤副委員長：部会からとすれば役員としては部長が出てくることになる。

保科係長：部長は役員であるので代議員にはなれない。

富澤副委員長：全体からいけば部会からは役員と代議員を含め5人位が出ることになる。

川上リーダー：部会が決まれば代議員の人数も決まってくる。

保科係長：そうすると自治連から15人以内は確定となる。構成団体からは部会に全てが所属するので25人以内となる。

岩崎委員：最小限に考えた場合、自治会から10人そして構成団体から17人で合わせて27人となる。さらに役員が18人で合計すると45人となり大集会室で総会を行うにはギリギリである。

川上リーダー：部会からの選考にしておけば部会を代表して各部から1人を総会に出るようにすればよい。残りは署名議決とすれば。

保科係長：通常の利用の仕方であれば100人までは大丈夫であることを考えると、構成団体の方の調整を行い出席は1人にして残りは書面議決にすることができる。

その時々々の運営方法は話し合いで可能になる。これは規約に入れる必要はない。

纏めると、自治連からは15人以内、構成団体から25人以内の代議員を選出する。規約の条文には代議員は別表2に定められたものをもって充てる。そして別表で自治連合会15人以内、構成団体25人以内としたほうがすっきりする。

即ち「代議員は別表2に定められたものをもってあてる」という形にする。

松岡課長：皆さんへの確認であるが、準備会の構成メンバーの中に団体選出ではなく公募で個人として参加されている委員がいる。まちづくり協議会でも個人で関心のある方からも一人でも多くの人に参加頂くということを考えたときに代議員の中に公募の枠を設けるか否かを確認して頂きたい。

齋藤委員:各自治会の中でまず回覧を回し応募したい人がいないかを図ればよい。

川上リーダー:それはあくまでも自治会内での選考の仕方である。ここではあくまでもまちづくり協議会として第三小学校区に住む方の中から興味・関心があって是非参画をしたいという人がおられれば入ってもらうということである。

富澤副委員長:そこで部会が動くことになる。

川上リーダー:今はあくまでも代議員の選び方であり、自治連からの選考の枠と、構成団体からの選考の枠とプラスアルファとしての公募枠というのが松岡課長からの提案である。

橋本委員:公募枠で入った方も基本的には団体ではないが、自治会員であるので、自治会のまとめ役である自治連の中で調整可能な範囲内であると思われる。

川上リーダー:自治会活動はやっていないが、まちづくりには興味があるという人のことである。

橋本委員:それは分かるが、代議員としての登録をするときに枠があれば公募の人達全員が代議員になることになり、それは自治連の中でコントロールできる範囲ではない。

川上リーダー:ここでいう公募とはまちづくり協議会の決定に影響を及ぼさない範囲でいろいろな方に機会を与えるという意味である。例えば40人の枠がありプラス3人の公募をしようというレベルの話である。

橋本委員:自治連の中での自治会員であるので自治会員の中から出る人の代わりにその方が出てくれればよい。

齋藤委員:自治会員でない一人暮らしでアパートに住む人が公募する確率は殆どない。

福岡委員:行政の手法とするとまちづくり協議会に落とすお金があり、その使い道の公正さを考えた場合、ふだん自治会に入っていない方にもアナウンスをしなければならないという縛りがあると思われる。40人以内という枠では解決ができないのではないかな。

保科係長:まちづくり協議会の範囲は第三小学校区に住んでいる個人と活動している団体等である。個人の中には、自治会にも構成団体にも所属していない人がいる。そういう人でもまちづくり協議会には興味があるという人がいるかもしれない。松岡課長が言いたかったのはすべての住民が団体に属していようがないに関わらずまちづくり協議会の構成員だとすれば公募のものが必要であるということである。

川上リーダー:それを含めて40人以内とすればどうか。

保科係長:別の言い方をすると自治会にも入っておらずなんの団体活動もしていないが、市からお金が下りているのだから一言ものを申したいという人がいるかもしれない。そういう人が総会で意見を述べる機会を作るとしたら公募で申し込んでくださいということになる。

岩崎委員:部会も組織も関係なく公募というポジションで総会で意見を述べればよい。そういう人は来ても来なくてもよい。

保科係長:何人以内とすればゼロでも構わない。

川上リーダー:公募は2年間の任期の初めにやり追加募集は絶対に行わないことにする。その人達に知らせる方法は広報である。

松岡課長:公募枠はまち協が第三小学校区全体に開かれている何よりの証である。その仕組みを代議員の中にもしっかりと作っておく必要がある。

川上リーダー:大山口地区のまちづくり協議会では公募の考え方について議論はなされているのか？

松岡課長:代議員制にしようということは役員会議には出ているが、そこから先の深い議論にはまだ出ていない。

富澤副委員長:形だけは作っておく必要がある。

保科係長:広報を作り全住民(全世帯)に配布をし、手を挙げる人がいなければゼロでもかまわない。人数としては3人以内。そして別表には自治連から何人以内、構成団体から何人以内、公募何人以内とし、トータルの数字を出すのでなければ見栄えとしては悪くない。
自治連と構成団体の人数については、自治連に関しては原則として各自治会1人の枠は出して頂きたいが調整をして15人以内で決定することを自治連にお願いし、それをきちんと形に残しておく必要がある。

齋藤委員:自治連で15人であるので自治連の中のことは自治連に任せるべきである。

福岡委員:公募委員の資格については確実にうたうのか?

保科係長:公募委員については第三小学校区に住んでいる人となり3人以内である。年齢要件について出ているものは特にないので設けてはいない。

岩崎委員:年齢制限は特に設けなくても自治会の構成員である。

保科係長:代議員の募集方法等に関しては規約の中で定めずに外付けで定めた方が運用は楽になると思われる。

第12条の2項で「総会を招集するときは、会議の目的たる事項及びその内容並びに日時及び場所をしめして、開会の10日前までに文書をもって通知しなければならない。」となっているがこれは「10日前」でよいと思われる。

福岡委員:「10日前」とすれば総会の会場予約のための時間は大丈夫か?

保科係長:団体登録をしておけば、自治会の総会のように年に1回、優先予約が可能であるので大丈夫である。

3項の代議員の定数については、「代議員は別表に定められたものをもって充てる」とする。
4項は「総会における議長は、出席した代議員の中から選出する。」、5項は総会及び臨時総会についての内容で「2分の1以上の請求で開催する。」となっているが2分の1でOKか?

川上リーダー:数についてはそれでよいが「監事からの請求があった時」の意図はなにか?

保科課長:それは多分会計とかの疑義が生じた場合を想定したものと考えられる。

川上リーダー:その場合には会長に相談をするはずで会長が招集をすれば終わることである。ここであえて「監事」と出す必要があるのか? 監事は色々な会議には出なくて会計のやったことを年度替わりに監査するだけである。

保科係長:基本的には不正である。前回の会議で監査に関しては「会計年度終了後速やかに監査を実施し、その結果を総会にて報告する」ことになっているので、中間及び抜き打ちの監査を行う予定はない。問題があれば定期総会の時に出てくるということを考えるとわざわざ監事が要求をするケースがあるのかである。無くてもおかしくはない。

富澤副委員長:それだけ監事に権限を持たしたということ。

保科係長:臨時総会の開催要件は「A」では半分、「B」と「C」では3分の1である。皆さんの意見でこれについてはハードルを下げて代議員請求の3分の1とする。

第11条の7項の議事録の作成について、議事録署名人1名と議長による署名とする。総会の部分については以上の通りとし、次回の会議では文言を整えてくる。

齋藤委員:コロナ禍で総会会場の定員が50人であるので傍聴できないがどうするのか。

保科係長:それについては状況説明し、傍聴は受け付けないこととする。

これについては「B」案の第14条の2項で「構成員は、総会を傍聴することができる。その場合、傍聴者は総会における議決権は有しないが、意見等を述べることはできる」となっている。市の審議会でも傍聴を受け付けるものとそうでないものがあるが、原則として傍聴はできるものとするを入れておいた方がよいと思われる。

川上リーダー:傍聴者からの意見はその場ではもらわない方がよい。後で意見があれば文書で出してもらい参考にするということによい。

保科係長:ではこれは入れないということで、総会の条文に関しては次回までに整え、今日の決定事項を反映させたものを入れてくるようにする。

「部会」については本日配布の「まちづくり計画」(案)を参照。それぞれのワーキンググループに分かれて作成したそれぞれの分野の事業等の評価に基づき実際のまちづくり計画を検討し2つの委員会に別れて検討を行った。

その中で一番大きな変更点は「地域環境」の空き家に関する内容がなくなっていること。そのため9分野あったものが8分野に減っている。空家対策については市の方でも進めている段階でこちらではどうすることもできない状況である。例えばこの地域で空き家を持っている人が是非使って下さいと貸してもらえれば別であるが、そうでなければ地域だけでは難しい。そのためまちづくり協議会で取り組むことは難しいということでまちづくり計画検討委員会の方で抜く形となった。

それぞれの部会で計画を立てているが分野またぎで関連するものがあり、それを考えたうえで部会を検討して頂きたい。防災に関しては当初の段階で特別部会として必ず一つの部会で設置するということが出ていたため、それ以外の7分野をどのように部会に分けるかという提案を皆さんで検討して頂きたい。

4つのワーキンググループがあったが、「福祉・健康づくり」と「子育て・青少年育成」に関しては一つのワーキンググループにまとめたが中では2つに分かれていた。

そのため実質的には5つのグループになっていた。事業を行っていく上ではあまり細かく部会を分けてしまうと構成メンバーがだぶってしまうこともあり負担感も増えてしまうので、それらを考慮し部会分けをした方がよいと思われる。

分野としては「地域環境」が無くなり、「地域交流活性化」と「地域活動の参加者・担い手」については一本化されている。従って「防災」を除くと6つの分野に別れている。

松岡課長:全体を検討する中で情報発信の重要性というものが意見として大変多く出された。

どの分野の事業を企画・実施するにあたっては地域の隅々まで情報がいかなければ担い手も増えなければ参加者も増えない。そのため情報発信をするための広報部会のような部会があることにより情報発信がなされ分野ごとの参加者・担い手が賄われ維持されることになる。それを踏まえて検討をお願いしたい。

保科係長:組織図が検討されたときには「広報委員会」として特出しされていた。「広報委員会」はもとも

と役員には入れないということになっており外側に作られていた。それを部会に入れると役員に入ってくる形になるのでそこも検討をお願いしたい。

広報委員会とするか、あるいは部会、役員として情報発信を専門的にするかである。

富澤副委員長: 広報は各部会の情報を全て吸い上げる必要がある。そのため役員としての立場にしなければ情報は上がってこない恐れがある。でなければ各部会より強制的に広報に情報を発信する必要がある。

保科課長: 各部会の事業であつたり広報担当者との連携が大切になる。

広報の原稿を出すのが事務局になってくる。そして広報委員に作ってもらう。しかし「安心・安全メール」のようなものをリアルタイムで一斉送信したい場合にはある程度事務局で権限を持たせておく必要がある。

事務局と広報委員会の兼ね合いも考える必要がある。

福岡委員: 今回初めて予算の数字が出てきたが、それを組むときにどういう考え方で組まれるのか？

保科係長: それについて、今年度の世帯数などをベースにした補助金の額を算定している。

それを全体の金額から事務費としての20%を引いた金額を7つの部会で割った金額を上限として皆さんに検討して頂いた。考えられるチラシ印刷やアンケートにかかる金額や防犯パトロール用の腕章の金額などを参考に出して皆さんに考えてもらった。コロナをベースに考えたまちづくり計画を皆さんに検討してもらっているので、大きなイベントについては考えていない。

福岡委員: 令和5年度の「防災」では48万となっており、ここだけが飛びぬけているが何か意図があるのか？

保科係長: 防災訓練は現在自治連合会が主体となつてやっているものの金額をベースに考えた。また第三小学校区に特化した防災マップを作成するとなると印刷に大きな金額が掛かってしまうので令和5年度ではその防災マップの22万と、自治連の決算をベースとした防災訓練の実施費用として20万を見ている。

富澤副委員長: 令和3年度は既に半分が済んでいるので35万、令和4年度は90万、令和5年度は107万となっているが、これにはまだ余裕が見られるので多少増額することはでき、振り分けはできると思われる。

保科係長: これには先程の広報は含まれていない。

「まちづくり計画案」2ページの「交通安全」では大きい本格的な注意喚起等の看板ではなく我々でできるような掲示等の予算の金額。3ページの「福祉・健康づくり」ではベンチを設けるなどの話もあったが安全・管理面を考えるといきなり事業をやるのは難しい中、実質2年半の間は実施をするための下地作りとしてのイメージが強い。

現在実際に行っているものについてはそれを続けていく。

松岡課長: 私は8分野の方を主に出ていたが富澤副委員長の方からお金の方についてはまだまだゆとりがあるとの話があったが、取組内容をより具体的に深堀してという所までは皆さんの中では掘り下げにくいという状況で、最低これぐらいは必要でありもっと具体的に出れば更にその費用を盛ることができた。

齋藤委員: 環境のところを見れば、看板等は環境課でこれまでのように見るのか、或いは今後はまちづ

くり協議会で見るとかの分け方がはっきりしない。

川上リーダー:例えば不法投棄の際に看板を設置して下さいという看板は環境課が実施する。

地区では見回りをするとかになる。

橋本委員:現実には今までの流れがあり、その基本に沿って予算化が行われている。新たに自分達で勝手にやるのであれば別で、今までと同じような流れでやるのであれば今までと同じように環境課或いは道路課でやっていかなければおかしくなる。

保科係長:それを越えることをまちづくり協議会がやることになれば、まちづくり協議会で予算をつけて実行することは可能であると思われる。

川上リーダー:防犯カメラを取り付けようという場合、団体が纏まってやるときに補助金を引っ張ってくることでできればそれは有りうるかもしれない。システム的には確立している。

富澤副委員長:まちづくり協議会がやることとしてはそんなに大きいことはできないと思われるが、行政の方にこういうことああゆうことをやってほしいことを要請から出すことはできると思われる。

福岡委員:コロナ関連で国が自治体に予算を落としてきているが、市民活動支援課としてまち協でこういうことをやればコロナ関連の予算が使えるというようなものはあるのか？

川上リーダー:市の施策でやってそれがまち協に協力を頂いていろいろやるということで市が予算を支出してやるというのが今のスタイルである。まち協にお金を落とし、まち協が独自にやるというのは無い。

保科係長:白井市の中でまだまち協が無い状況で、仕組み作りがこれから必要になってくる段階であり、地域に色々と協力をしてやってもらうという体制が熟成されてきてから変わってくる可能性はあるのかなと思われる。今、直近の段階で何かは考えられない。

阿部委員:代議員のところでは人数が27人から40人に増えたが、その他の団体にこちらからまちづくりをやっているのに入ってもらうような要請をしてはどうか。

保科課長:第三小学校区内にも参加していない団体が沢山あると思われるが、今の準備会では法人にも声を掛けていない。その中でまちづくり協議会を設立する際には参加して地域の運営と一緒にやろうという声掛けを段階的にした方が良い。もう一度洗い直しを行い区域内の法人や店に声を掛けるのも必要になる。

全体会議ができるようになれば設立に向けての話し合いの中で出てくるとと思われる。

この会議については後1、2回でこの会を終わらせたいとの希望があった。

次の会は会長の希望もあり9月19日(日)の13時からとする。

以上